

毛利元就 郡山城入城 500 年記念ロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、令和5年(2023年)に毛利元就が家督を相続し毛利氏の本拠城郡山城に入城してから500年という記念すべき年を盛り上げていくため、毛利元就 郡山城入城 500 年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条

ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条

ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、安芸高田市三矢の訓連携協議会(以下「協議会」という。)に帰属する。

(使用の承認申請)

第4条

ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、毛利元就 郡山城入城 500 年記念ロゴマーク使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を、協議会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 学校において教育等の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 協議会を構成する団体が、毛利元就 郡山城入城 500 年記念事業の取り組みをPRする目的で使用する場合
- (4) その他、協議会が適当と認める場合

(使用の承認等)

第5条

協議会は、前条の使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 協議会は、前項の規定により承認をする場合において、その使用方法について条件を付することができる。
- 3 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
 - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (2) 実行委員会の信用や品位を害するおそれがある場合
 - (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがある場合
 - (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - (5) その他、その使用が不適當と認められる場合

(使用上の遵守事項)

第6条

ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に従うこと
- (3) ロゴマークの図柄として定められたデザイン及び色彩（指定色又は単色）を正しく使用すること。
- (4) ロゴマークの図柄を変形し、若しくは一部分のみを使用し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。
- (5) ロゴマークを自己のものとして商標又は意匠に使用しないこと。
- (6) ロゴマークを使用する場合にあっては、協議会が当該商品、事業等を保証するかなのような誤解を第三者に与えないよう配慮すること。

(使用料)

第7条

ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条

ロゴマークを使用できる期間は、承認を受けた使用期間とする。

(使用内容の変更)

第9条

使用者は、承認を受けた使用内容について変更しようとするときは、事前に毛利元就 郡山城入城 500 年記念ロゴマーク使用内容変更申請書（第2号様式。以下「変更申請書」とい

う。)により、協議会の承認を受けなければならない。

(報告及び調査)

第10条

使用者は、ロゴマークを使用した実際の物品等を、協議会に提出しなければならない。ただし、当該物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真等の提出をもって、これに代えることができる。

- 2 協議会は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(承認の取消)

第11条

協議会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 使用者が第6条各号に掲げる事項を遵守しない場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると協議会が認めた場合
- 2 協議会は、前項の規定により承認取り消すときは、使用者に速やかに通知する。
 - 3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用した物品等の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。

(免責事項)

第12条

協議会は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

(責任等)

第13条

ロゴマークを使用した物品等の安全性、品質等については、使用者が一切の責任を負うものとする。

- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。また、ロゴマークの使用の承認の取り消しにより、使用者又は第三者に生じた損害についても、同様とする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。

事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、協議会に報告しなければならない。

4 前項に規定する事故、苦情について、協議会は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

別図(第2条関係)

毛利元就 郡山城入城 500 年記念ロゴマーク

